

旭川工業高等専門学校機器使用規則

制定 平成31. 3. 14規則第12号
改正 令和 5. 5. 18規則第44号

旭川工業高等専門学校機器使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成16年機構規則第39号）第26条の規定に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における機器の使用承認手続について、必要な事項を定める。

(使用者の資格)

第2条 機器を使用できる者は、事業のために使用することを目的とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(機器使用の承認手続)

第3条 機器使用の承認を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の20日前（本校の休業日を除く。）までに機器使用申請書（別記様式第1号）を校長に提出し、承認を得なければならない。

2 校長は、前項の申請について本校の業務に支障がないと認めた場合は、機器使用承認書（別記様式第2号）により使用者に承認する旨の通知を行うものとする。

3 校長は、前項の承認を行う場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。

- (1) 校長の指示に従うこと。
- (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること。
- (3) 使用を終了した時又は使用の承認を取り消された時は、校長の指示に従い、速やかに整理整頓し原状回復すること。
- (4) その他校長が特に必要と認めること。

(使用時間)

第4条 機器の使用時間は、原則8時30分から17時00分まで（本校の休業日を除く。）とする。

2 使用者から、あらかじめ前項に定める使用時間以外の時間における使用の希望があり、校長がこれを適当と認めた時は、前項の規定にかかわらず使用させることができる。

(使用目的以外の使用の禁止等)

第5条 使用者は、使用目的以外に機器を使用したり、その承認に係る権利を第三者に譲渡したりしてはならない。

(使用承認の変更又は取消し)

第6条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始の前日（本校の休業日を除く。）までに申し出、校長の承認を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し第3条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項第1号、第2号及び第4号に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 第5条に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 第7条に定める使用料等を所定の期日までに支払わないとき。
- (4) 本校において、当該機器を使用する必要が生じたとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(使用料等)

第7条 使用できる機器及び使用料等は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、当該機器を初めて使用する場合は、必ず操作指導を受けることとし、これにかかる費用（以下「操作指導料」という。）を納付するものとする。
- 3 使用者は、機器の使用に係る技術指導を受ける場合はこれにかかる費用（以下「技術指導料」という。）を納付するものとする。なお、技術指導とは、使用機器における治具装置等の変更、消耗品の加工等の指導のことである。
- 4 冬期間（11月頃から翌年4月頃まで）において、当該機器を使用する場合は、暖房使用料を納付するものとする。
- 5 前各項に定める機器使用料、操作指導料、技術指導料及び暖房使用料（以下「使用料等」という。）については、所定の期日までに納付しなければならない。
- 6 校長は、次の各号に該当する場合は、使用料等の一部又は全部を免除することができる。
 - (1) 本校との機器の相互使用に関する協定等により認めるとき。
 - (2) 校長が特に必要と認めるとき。
- 7 使用料等は、本校が発行する請求書により納付しなければならない。
- 8 所定の期日までに使用料等を納付しないときは、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（平成24年機構規則第111号）に定める延滞金を納付しなければならない。
- 9 納付された使用料等は、使用者の都合により取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により、本校が承認を変更又は取り消した場合には返還しない。ただし、本校の都合により承認を変更又は取り消した場合は、使用料等の一部又は全額を返還する。

(秘密の保持)

第8条 使用者は、機器の使用により知り得た秘密、知的財産等を外部に漏洩してはならない。

(免責)

第9条 機器の使用により使用者に生じた損害については、学校側は、次の限度で責任を負担する。

- (1) 本校の責めに帰すべき事由により、使用者が損害を被った場合の賠償すべき損害の範囲は、使用者に生じた通常の影響に限るものとし、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わない。
- (2) 賠償すべき損害の金額は、現実に支払済みの使用料相当額を限度とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、機器を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害には、機器の修理・交換に要する費用のほか、次項の代替機器の借用等の費用、他の使用者が当初の予定どおりに機器を使用できなくなった場合に本校が対応させられた場合の損害等を含むが、これらに限られない。
- 3 機器の全部又は一部が使用不能あるいは本来の性能を発揮できない状態になり、その結果、本校の業務（学生の学習や実習あるいは他の使用者による使用等）に支障が生じた場合には、本校は自身の裁量判断で代替機器を調達することができ、これに要し

た一切の費用は，使用者が負担する。

(事務)

第11条 機器の使用に関する事務は，総務課が処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか，機器の使用に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 5. 18 規則第44号)

この規則は，令和5年5月18日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

旭川工業高等専門学校機器使用申請書			
申請日（元号） 年 月 日			
旭川工業高等専門学校長 殿			
旭川工業高等専門学校の機器の使用について、次のとおり申請します。 なお、使用に当たっては、旭川工業高等専門学校機器使用規則を遵守します。			
申請者	住所	〒 ー	
	機関等名		
	代表者 役職・氏名		
	使用者氏名		
	連絡先	(TEL) (E-mail)	
使用料 請求先	住所	※上記住所と異なる場合は記入 〒 ー	
	担当部署		担当者氏名
	連絡先	(TEL) (E-mail)	
使用機器名			
使用目的	(事業のためでない場合は申請することができません。)		
使用期間	(元号) 年 月 日 () ~ (元号) 年 月 日 ()		
使用時間	:	~	: (使用時間の合計 時間)
操作指導	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
技術指導	<input type="checkbox"/> 希望する (時間) <input type="checkbox"/> 希望しない		
減免申請	<input type="checkbox"/> 減免申請する <input type="checkbox"/> 減免申請しない		
	申請理由		

注) 上記枠内を記入してください。

原則として、昼休みをまたぐ場合は、その時間も含みます。

ご不明な点は、総務課研究協力係（0166-55-8129）へお問い合わせください。

(裏面)

機器使用に当たっての注意事項

(料金の納付)

1. 使用料等は、原則として機器を使用する前に本校が指定する所定の口座に振り込んでください。

指定期日までに支払われない場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（平成24年機構規則第111号）に定める延滞金を納付しなければならないほか、機器使用の承認を取り消す場合があります。

なお、申請書に記載された使用時間を超過して使用した場合は、その超過時間に応じて別に使用料等を納付してください。

(免責)

2. 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷、疾病等）については、原則として、学校側は一切責任を負いません。

(損害賠償)

3. 使用期間中に生じた機器の損害（修理や交換に要した費用のほか、当該機器が使用できない間に支弁した相当の因果関係を有する費用（機器のレンタル費用等）を含む。）については、使用者においてこれをご負担いただきます。

(使用承認の取消し及び使用制限)

4. 次の事項に該当したときは、機器使用の承認を取り消し、又は使用を制限しますのでご了承ください。

(1) 使用目的以外に機器を使用したり、その承認に係る権利を第三者に譲渡したりした場合。

(2) 本校の指示に従わなかった場合。

(3) 本校において、当該機器を使用する必要性が生じたとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められたとき。

(原状回復)

5. 使用を終了した時又は使用の承認を取り消された時は、整理整頓し原状回復するとともに、当該機器の担当教職員へ報告し確認を受けてください。

(その他)

6. その他必要な事項については、本校の指示に従ってください。

利用を終了したときは、その都度、機器担当教職員及び総務課研究協力係へ報告願います。併せて利用時間等に変更が生じた場合は、申し出てください。

別記様式第2号（第3条関係）

<p>旭川工業高等専門学校機器使用承認書</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">旭川工業高等専門学校長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>申請のありました機器の使用については、次のとおり承認します。</p>			
使用機器名			
使用期間	(元号) 年 月 日 () ~ (元号) 年 月 日 ()		
使用時間	:	~	:
	(使用時間の合計 時間)		
減免の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
	理由:		
使用料等	円 (消費税込)		
	(内訳)		
機器担当者 所属・氏名		連絡先	(TEL) (E-mail)

(裏面)

ご使用に当たってのお願い

1. 使用時間は、8時30分から17時00分までとします。
2. 当日は、必ず総務課研究協力係の担当窓口で受付手続をし、所定のネームプレートを着用してください。
3. 機器使用の際は、機器担当者の指示に従い、各マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
4. 事故等の発生及び機器を破損等した場合は、速やかに機器担当者へご連絡願います。
5. 機器を使用する際に、必要な工具、原材料、消耗品資材等（以下「必要資材」という。）は全て各自用意してください。必要資材は、あらかじめ機器担当者にご相談ください。
6. 前項に該当する物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
7. 機器使用後に付随する機器等の消耗が著しいと認められた場合は、別途消耗品代として請求する場合があります。
8. 敷地及び施設内において、不具合や破損等の緊急事態が生じた時は、速やかに機器担当者へご連絡願います。
9. 申請書の受付窓口：総務課研究協力係（TEL：0166-55-8129）

別表（第7条関係）

使用できる機器及び使用料等

番号	機器名等	使用料/時間 (消費税込)	備考
1	平面研削盤（岡本PSG52DX）	800円	研削砥石の交換には「機械研削用 といし」の取替え等の業務に係る特 別教育修了証」が必要となります のでご持参ください。特別教育修 了証がない場合は、別途技術指導 料がかかります。
2	円筒研削盤（シギヤGPS-20）	1,200円	
3	フライス盤（イワシタ2VB 他）	900円	
4	高周波溶解炉（北芝電機製 K1-HFF）	4,400円	
5	レーザー加工機（アマダQuattroAF1000E）	3,300円	
6	CNC旋盤（オークマLB3000EX II L C500）	2,000円	
7	表面粗さ測定器（ミットヨSJ-301）	200円	
8	CNCフライス盤（山崎技研YZ-500SG）	2,400円	
9	普通旋盤（滝澤TAL-460, TSL-550）	800円	
10	スケヤシャー（アマダDCT-2065）	1,500円	
11	バンディングマシン（アマダRG-M2 3512）	1,300円	金型の交換が必要な場合は、別途 技術指導料がかかります。
12	電動射出成形機 （ファナックROBOSHOT S-2000i30B）	900円	
13	帯鋸盤（フルオートタイプ） （ニコテックSCH-25FA）	600円	
14	スポット溶接機（ダイヘンSLAJ35-601）	300円	
15	溶湯成分測定器（ナカヤマQCR-2000）	300円	
16	3次元測定器（ミットヨQM-Measure353）	600円	
17	各種アーク溶接機 （ダイヘン CPDACR-200 他）	500円	使用には「アーク溶接等の業務に 係る特別教育修了証」が必要とな りますのでご持参ください。
18	複合加工機（オークマ MULTUS B200 II）	3,600円	
19	操作指導料	1,500円	1回当たり
20	技術指導料	3,000円	
21	暖房使用料（11月～4月）	1,030円	

※測定物等の種類により、機器を使用できない場合があります。

※使用料等は1時間単位となります。1時間に満たない端数については、これを1時間に切り上げて料金を算定させていただきますのでご了承ください。

※機器の使用に際し発生する消耗品等の必要経費については、上記使用料には含まれておりません。各自でご準備いただきますので、あらかじめ本校機器担当者にご相談ください。